

提案理由説明書

令和6年6月定例会

本日開会の市議会 6 月定例会に提出いたしました議案のご審議をお願いするにあたり、その提案理由の概要をご説明申し上げます。

議案は全部で 14 件あり、そのうち専決処分の承認を求めるものが 6 件、予算案 2 件、条例案 1 件、契約案 1 件、その他 2 件、人事案 2 件となっております。

以下、議案番号に従い順次、ご説明申し上げます。

最初に、**承認第 3 号**、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算について、地方自治法の規定に基づき、去る 3 月 29 日に専決処分により補正をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和 5 年度御殿場市一般会計予算の補正は、1 億 5,233 万 6 千円の増額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ 451 億 2,933 万 6 千円としたものでございます。

補正の背景といたしましては、第 9 号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、基金積立金の増額でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、寄附金及び基金繰入金の増額でございます。

また、歳入歳出予算の計上に合わせ、国庫支出金、寄附金及び基金繰入金による財源更正を行ったものでございます。

次に、**承認第 4 号及び承認第 5 号**、専決処分の承認を求めることについての 2 案につきましては、関連がありますので一括して申し上げます。

本２案は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、去る３月３０日に専決処分により、御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例をそれぞれ制定いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の主な改正点は、市民税の定額減税措置に伴う改正、公益信託の見直しに伴う寄附金税額控除の規定の整備、職権による減免規定の追加、固定資産税については、評価替えに伴う土地の課税特例の延長、新築の長期優良住宅等に対する減額規定の整備、地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）に関する条項の追加、職権による減免規定の追加、軽自動車税については、アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する軽自動車に係る種別割の徴収方法の拡充でございます。

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例の主な改正点は、御殿場市税賦課徴収条例等の一部改正と同様でございます。

次に、**承認第６号**、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、去る３月３０日に専決処分により、御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本条例の改正点は、国民健康保険税の軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、軽減対象世帯が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、**承認第７号**、専決処分の承認を求めることについて申し

上げます。

本案は、令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法の規定に基づき、去る 4 月 11 日に専決処分により補正をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和 6 年度御殿場市一般会計予算の補正は、2,900 万円の増額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ 415 億 5,900 万円としたものでございます。

補正の背景、要因といたしましては、当初予算編成後の状況変化により緊急的に必要となりました予算の措置でございます。

歳出につきましては、県知事選挙費の増額でございます。

歳入の主なものは、県支出金の増額でございます。

次に、**承認第 8 号**、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法の規定に基づき、去る 5 月 1 日に専決処分により補正をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和 6 年度御殿場市一般会計予算の補正は、6 億 2,200 万円の増額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ 421 億 8,100 万円としたものでございます。

補正の背景、要因といたしましては、第 1 号補正後の状況変化により緊急的に必要となりました予算の措置でございます。

歳出につきましては、定額減税に伴う調整給付金及び住民税非課税世帯等支援給付金の増額でございます。

歳入につきましては、国庫支出金の増額でございます。

次に、**議案第 30 号**、令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回の補正額は、3,600 万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 422 億 1,700 万円となります。

補正の背景、要因といたしましては、第 2 号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、地区集会施設整備事業及び地産地消・ブランド化推進事業の増額でございます。

歳入の主なものは、繰入金の増額でございます。

また、事業の進捗等により、地方債の変更を行うものでございます。

次に、**議案第 31 号**、令和 6 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について申し上げます。

今回の補正額は、2,200 万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 73 億 8,100 万円となります。

歳出の主なものは、償還金の増額でございます。

歳入は、基金繰入金の増額でございます。

次に、**議案第 32 号**、御殿場市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、本市と小山町が共同運営する土地開発公社から令和 6 年 3 月 31 日をもって小山町が脱退したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 33 号**、道路維持管理用公用車（モーターグレーダー）の取得について申し上げます。

本案は、管理維持課で使用しているモーターグレーダーの老朽化に伴い、これを更新すべく、過日入札に付しましたところ、

予定価格が2,000万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく、提案するものでございます。

次に、**議案第34号**、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証の発行が終了するため、文言を改めるものでございます。

次に、**議案第35号**、損害賠償請求事件に係る和解について申し上げます。

本案は、損害賠償請求事件について、静岡地方裁判所沼津支部からの和解勧告に基づき和解をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

次に、**同意第5号**、御殿場市監査委員の選任について申し上げます。

本案は、令和2年から監査委員としてご尽力をいただいております榊原 敏彦（さかきばら としひこ）氏が、本年6月25日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を御殿場市監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、**諮問第1号**、人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

本案は、人権擁護委員1名の任期が、本年9月30日をもって満了となることに伴い、後任の委員を法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

以上で、本日提案いたしました議案の提案理由の説明を終わりといたします。

慎重なご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。